次

目

指定代理納付者の指定 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知 道路の供用開始 救急病院の認定

> **医** (税 療 整 務 備課) 課 六三五

道 治 路維 Щ 持課) 六三六 課

> 百 六 +

> > Ξ

号

第

令和三年十二月二十八日

告

示

岐阜県告示第五百五十二号

指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号) 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十一条の二第六項の規定により

令和三年十二月二十八日

第三十七条の三の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田

タワー A	所指定代理納付者の名称及び住
自動車税の種別割	納付させる歳入指定代理納付者に
年三月三十一日まで	させる期間おけるに歳入を納付

岐阜県告示第五百五十三号

次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。 救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

令和三年十二月二十八日

岐阜県知事

古 田

岐 阜 県 公 報

毎週 (金曜日)

発行

令和三年十二月二十八日

医

機

関

名

所

在

地

有

効

期

限

中部国際医療センター

一番地美濃加茂市健康のまち一丁目

至自

令和六・一二・三一

岐阜県告示第五百五十四号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

令和三年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所 高山市荘川町赤谷字一ノ谷九七一の六、九七一の七、字麻谷野九七二の一、九七二

二指定の目的

報

指定施業要件 水源の涵養

Ξ

公

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

岐

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百五十五号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

令和三年十二月二十八日

第

岐阜県知事

古 田

保安林予定森林の所在場所

高山市荘川町赤谷字麻谷野九七二の三、九七二の五

= 指定の目的

水源の涵養

指定施業要件

Ξ

(--)

立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐に係る伐採種は、定めない。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和三年十二月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

令和三年十二月二十八日

岐阜県知事 古 田

類の道 種路
路
線 名
区間
ル (延) メー ト長
の期日
ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

岐阜市薮田南二丁目一番一号

岐 岐 庁

令和三年十二月二十八日発行

発 発 行 行

所者

集 岐阜市三輪ぷりんとびあ十三 一 岐 阜 文

芸

社

編